

令和3年度中野区地域スポーツクラブ公認クラブ募集要項

1. 趣 旨

中野区地域スポーツクラブ（以下、「地域スポーツクラブ」という。）における会員の「マイクラブ意識」の向上及び自主的な地域スポーツクラブの運営参加を図り、地域スポーツクラブの一層の活性化を推進するため、“地域スポーツクラブ公認クラブ”（以下「公認クラブ」という。）を募集します。

公認クラブ申込にあたっては、本募集要項及び「中野区地域スポーツクラブ公認クラブの設立・運営に関する規約」をご確認ください。

2. 公認クラブの設立要件

公認クラブになろうとする団体は、次の①から⑨の要件をすべて満たす団体とします。

- ① 地域スポーツクラブ団体会員登録をしている団体であること。なお、団体構成員は10名以上であり、すべてが小学生以上、かつ7割以上が区内在住、在学、在勤の者であること
- ② 18歳以上の代表1名、副代表1名、会計1名以上の役員を選任していること
- ③ 活動の拠点をスポーツ・コミュニティプラザにしていること
- ④ 代表が、地域スポーツクラブ運営委員会の委員として参加できること
- ⑤ 公認クラブ名称に施設の愛称（Nakatch）を用いること
- ⑥ 公認クラブの活動に必要な経費を当該団体が負担できること
- ⑦ 公認クラブの活動内容を、地域スポーツクラブ会員等が広く参加できるようなものとする
- ⑧ 公認クラブの会員をスポーツ・ボランティアとして登録することができること
- ⑨ 年に最低1回以上、大会や発表会を中野区地域スポーツクラブ事務局と協力の上、開催ができること

3. 公認クラブの優遇措置等

地域スポーツクラブが承認した公認クラブは、次の優遇措置を受けることができます。

- ① 公認クラブは、公認クラブではない地域スポーツクラブ団体会員に優先して、同一月において5枠を限度として、施設を予約することができます。
- ② 公認クラブが活動するための必要な用具や物品等を各施設管理運営者が認めた場合、範囲や期間を定めて各スポーツ・コミュニティプラザ内に保管することができます。

4. 公認クラブの上限数

原則として、スポーツ・コミュニティプラザ（中部・南部・鷲宮）につき、1種目（競技）、1クラブとします。また、各施設4クラブを上限とします。

5. 公認クラブの承認期間

2年間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

ただし、「中野区地域スポーツクラブ公認クラブの設立・運営に関する規約」に記載されている要件を満たさなくなった場合、または地域スポーツクラブが不相当と判断した場合は承認を取り消すこととします。なお、2年ごとに新規に公募をするものとします。

6. 申込書類

- ・登録申請書及び構成員名簿（様式指定あり）
- ・会則（様式自由）
- ・令和4年度の活動計画及び収支計画（様式自由）
- ・活動実績（様式自由）
- ・論文（800字以内）（様式自由）

テーマ「地域スポーツクラブ活性化のために公認クラブとして取り組むべきことについて」

※地域スポーツクラブ公認クラブの趣旨等を踏まえた上で記載してください。

※ 申込書類については、中野区及び各施設ホームページでダウンロードできるほか、各施設窓口でも配布しております。

7. 申請受付期間

令和3年11月1日(月)～令和3年11月30日(火)

8. 申請方法・提出場所

応募様式に必要事項等を記載し、各地域スポーツクラブ事務局（中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ窓口）に提出してください。

9. 審査

地域スポーツクラブ理事会において、審査を行います。

なお、審査の結果については、令和4年3月初旬頃申請団体の代表宛に通知を行います。

10. 問合せ

ご不明点等につきましては、下記担当にお問合せ下さい。

【 担 当 】

中野区地域スポーツクラブ事務局

（南部スポーツ・コミュニティプラザ内）

TEL：03-5340-7881